

年金について：私は年金をもらうことができますか？

Q.

日本に来たときは、すぐ国に帰るつもりだったし、すぐ帰るのなら年金は払わなくてもいいと言われたので、払っていませんでした。会社で社会保険に加入するようになってからは年金を払っています。年金はもらえますか。

A.

日本の年金制度では、2017年8月に制度が変わり、10年以上加入していれば、老齢年金が受給できるようになりました。会社で社会保険に10年以上加入して保険料を払っているのであれば、老齢年金が支給されます。年金加入期間が10年よりも短かったとしても、最初に日本に来たのが合算対象期間^{*1}だった場合は、老齢年金を受給できる可能性があります。年金事務所でいつ日本に来たかを確認されたら、入管が発行する外国人登録原票^{*2}を用意してください。

受給金額は、年金の納付月数によって決まります。もしあなたが、年金を払っていない期間があった場合は、受給できる老齢年金は減ります。

老齢年金が受給できる場合、受給開始年齢になる3か月前に年金事務所から緑色の封筒で通知が届きます。この封筒に入っている申請書類を年金事務所に提出しなければ年金をもらうことはできません。

年金に10年以上加入していれば、日本にいなくても手続きをすると年金を受給することができます。詳しくは、年金事務所に問い合わせてください。

相談電話：0570-05-1165（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語）

年金事務所に問い合わせをする時には基礎年金番号が必要です。基礎年金番号は年金手帳に書いてあります。

<注>

*1. 合算対象期間

年金を払っていなかったとしても、老齢年金を受け取るために必要な年金加入期間としてみなされる期間のことです。

*2. 外国人登録原票開示請求

<https://www.moj.go.jp/isa/publications/privacy/foreigner.html>

<画像の出典>

日本年金機構ウェブサイト

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

